

金城秘韜

上

大觀文庫藏

118
76

支倉常長南蠻渡海始末愚考



大槻文庫

貞山公慶長十八年癸丑の秋家臣支倉
六右衛門常長等と南蠻國に渡りて八箇年
経て元和六年庚午歸朝とす其の
持歸りし諸種の器具を詳定新編
に今遺る所は是歲文化九年壬申と
記すとも百九十九年とあり此秋茂實本府
より 慶長諸君其の器具を一覽せしむる

許さるる其後先づ當將被_レ事として南
番、渡りしゆらふ事ゆと事すまふ公府日録
其始末ありと後亦ゆれ改換ありて授
るらるる事改換あり但其の記しる事簡
略して今より追考をすつる事あり
然りし事も姑く原文毎條と記し其下
於て強ひて臆説の愚考と附せしむ
たのこし

此通篇記録文、誤多し復軒雜纂三卷
ケルモノ、校正し置ケリ
三月十日
山公御治世御記録抄書

一公南蛮國、船ヲ渡サレハキ由内、將監殿
ト御談合アリ因テ其御用意ノ為メ船ヲ
造ラシメラレ

將監ハ向井將監殿忠勝ナリ
同年 四月朔日

一太田新左衛門殿、數寄御饗食應ニ御出ナ南

許さるる其後先づ當將彼事として南
番へ渡りしもの事ゆゑとすまふ公府記録
其始末ありと後亦これ改換して授
るらしむと改換する但其の記しる事簡
略にして今も追考をすしるもの多し
然れども姑く原文毎條と記し其下
於て強ひて臆説の愚考を附せしむ
たのこし

貞山公御治世御記録抄書

慶長十八年癸丑

三月十日

一公南蛮國へ船ヲ渡サレキ由内々將監殿
ト御談合アリ因テ其御用意ノ為メ船ヲ
造ラセメラル

將監ハ向井將監殿忠勝ナリ

同年 四月朔日

一太田新左衛門殿、數寄御饗食應ニ御出南

豊岡白の伐ありてつく天正の末文録の
初、南無邪教の黨類を帰國せしめ
其後慶長十六年辛未の年此等邪の
事駿府に訴訟のともを奏し評定傳の
上切支丹の所割度天下一統嚴厲の
旨執行せしむるに畿内の地改めは板倉某
西より山崎某、作舟、若大坂堀松
良依見諸處に於て改めし、新室戸の名
とも毒く、女條河原に於て斬罪せらるる云々

同十八年癸丑大久保某死後、
ものより露顯せしとありて、嚴科の處せられ
数人あり、翌十九年甲寅、山に某を命
せられ長崎地の建を一切支丹等
悉く破却焼捨らるる云々と見く、此は
この年より十八年より其の邪徒をして
無事と評するを指す。各々その名は
有りてはけり、テロといふもの、
後傳より、
後傳より、

南蠻、船ヲ渡サル事、寂翁ヨリ將監殿、御談
合ナリ故、將監殿ヨリモ荷物相渡サル用意
按、この公の江戸御在府中、丁未年、即ち
五月、江戸の町、所々、此の事、あるもの、或
は是、社麻部、海を、志す、船、所々、中
舟を、この町、所々、あるもの、或は、此
考と、併せ、見、る、事、

同、年、
八月

一南蠻人阿年自年ヨリ程、緋合羽一領、献
上ス

按、この阿年自年、といふ、南蠻人、
同種の人、多く、頭人、あり、
此、伊弉利須國人、ア、シ、ジ、といふ、者、慶長
五年、より、この、次、を、あり、
伊弉利、といひ、伊弉、といふ、もの、この
阿年自年、といふ、音、近、く、是、を、考、の、
種、も、この、南蠻人、といふ、事、あり、

對面楚天品進と物アリ

按、大慶國の昔名を成本丸大慶國と
名ししは月ヲテ曰ハシテ、何處より來
しと云ふ

慶長七年、唐子阿多羅船が島根
堺の浦に碇附、其のいひに、ヤシヨウス
の地は時日如く、伊能利須
頭人の名アビシ交易願のため來り、其船被
私に係る名あり、若し江戸に召置、

ヤシヨウス
重巻
巻

留作付らば、兩人共を安んず、賜りて、
ヤシヨウスハ今の八代例なるアビシ、今の日本
橋あ珠町といふ地あり、
名を傳へ、居る名今も残る、舊記を考へ、
兩人、船の趣お海同し、本年戊申とて
九年、滞る、同十四年、己酉、兩國は
弘治二年、交易の船渡り、
仰り、同十七年、伊能利須國も肥前平戸、船を來たり

同十八年、癸丑の秋、其由を始て書を捧ぐ
云く、（さき）固く追考（さ）は、是歲迄
伊弉利須より平戸へ渡り、船を
流して仙臺領、牡麻郡海濱より、（さ）
公より言とのよりあり。平戸は数年
滞留の甚しき人、阿年自年、托天呂木
も其船より帰るも、（さ）其の
船を新造し、（さ）又人、（さ）託

し、南無く渡り、給ひ、（さ）阿年自年と記せる名、伊弉利須人、（さ）
じといひ傳へり、若し、（さ）始て十八年の秋、始て書を捧ぐといふ旧
記も符合し、其上後條の

公方ヨリ、（さ）御具足御屏風等御進物
トシテ彼國へ遣サルト云く、又船ヲ渡サルト
本年、（さ）梅慶長十七年、（さ）彼國ヨリ書信ヲ
本朝ニ通ス因テ

大神君ヨリ御返書ヲ以テ高船ノ来待テ
許サレ云ク其の始末今ニ旧記ニ付合ハシ

年曆未^の猶^のお返^のあり^のもの^の 前より九十年は江戸
滞りしものなるに
この年より九十年は

くそ伊德利須人十四年滞るし この年より九十年は

ありし 船は海をへしうらあひや

大和君はあまのそとを待^て 當りしものなるに

つとむやうしんを旧記よりあれ、貞山公が

を待^てし伺復^してをいしむをアジヤの島のこと

付^てたれしものなるに

當^りし、此を天宮といふ者も在りしものなるに

此又通の物候はゆらぬ事ありしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

題をり前考のそく 此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

此の通もあつたは親しき文新なりしものなるに

按ニヨリ人数ニテ漂着ノ蛮船アリシニヤト推シ
考ヘ推量ヲ説クナスル所前ノ如シ

都合百八十餘人

按ニテ海ノ中人概ニ百十人程ト云々殘ニ百
廿人許リの人ノ何處ニ行ク水又た高
のたれちり海ノ中人多クヤ

其外商買人等共ニ同船ニ乗ル船中商買
荷物數百箇積タリ

按ニ商買人ト云々此方の人多クシ

昔ノ多ク百八十餘人ト云々

此時數年 本朝ニ逗留セシ楚天呂モ飯國ス

梅ノ楚天呂ノ南老人ト記シたれども前考ノ

モ〜ヤレジヨリ留の件利人ト

云々次ノ布條モ考ヘ

公方ヨリモ御具足御屏風等御進物ト
彼國へ遣サルト云々船ヲ渡サルト去年彼

國ヨリ書信ヲ

本朝ニ通ス因テ

大神君ヨリ御返書ヲ次テ商船ノ未往ヲ許
サル。

イギリスの慶長十七
年より平定にまで
不和を年より相争ひ
を繰り返して其の
ゆゑ

按スルニ此条ヲ次テ考フレハ愈々伊祇利須
人ニ相違アルニ通商ヲ許シ給ヒ書信往來
等の事摩薩留記と合テ考ル所アリ
此故ニ公將監殿ト相議セテ大工頃ヨリ黒
船ヲ造ラシメラレ

按シ愚考推量の役のめくまをいふは月浦
湯島の船の破却しおのしり船を向井殿と

謀らんと大船の新造ありしと云ふる向井殿
より大工等よりそれ以前のリテ白
送り給ふ御書の趣を以て考れば
彼船形の造法を以て考ふるもソ言
ゆゑ此の條に於て肝多たるといふ事
と云ふ事なり

其材木杉板ハ氣仙東山ヨリ伐リ出し曲木
ハ片濱通り船若井江刺ヨリ採ルハ公義御
大工與十郎及ヒ水手頭廣之助城之助

西人ヲ將監殿ヨリ差下サレ彼船ヲ造ル
秋保刑部頼重河東田縫殿親顯
西人奉行ノ項成範ス

按ヨシ子孫ノ時何ノと修テ中ノ心
左ノ如ク船ノ形也

右船横五間半長十八間高十四間一尺
五寸アリ 帆柱十六間三尺松木ナリ又彌帆
柱モ同木ニテ作ル九間一尺五寸アリ
今度公南垂ク船ヲ渡サレ事ナ其地ノ

様子ヲ檢察セシメ 上意ヲ経テ攻取リ玉フ
今御内存ナリト云ク

按ニ當時公の行詩作也往年ある人ナリ
修テ水邊ナリ

邪法迷國唱不終 欲征蠻國未成功
圖南鵬翼何時奮 久待扶搖萬里風
重欲征南垂時作此詩

右詩記録の文と此作作意能く合セリ尚十
八年以来邪教の賊徒悉く消滅殿作ナ

られしうとも若く他の甚く願しあはる命
を命じてあらしむ御地押しあせ給ふあり
あはれありし遠謀たししは帝女ありし
ありしは御也云々の御所ありて年俣の
為よふあはれ御地も海海をさそりあり
るしと云々

一 直大山氏記録ニ八月十五日出船ト記セリ
誤りナリ

蘇州直大山氏何人なるや尋ぬ了九月

一 今 十五日定死あり
生かぬ御所といふ人 直山公
近所の人といふ事あり

元和御記録

一 元和六年 公より出井大炊助殿へ進せり
御書元年向井將監申談し南蛮へ船ヲ
渡せたまへル節数年 本朝ニ逗留せし楚天
一 呂ト云フ南蛮人故國ス云々

元和六年
八月廿六日

梅よ是歳龍次庚申 台徳廟の御

梅よ是歳龍次庚申より八箇年目より

一本多上野介殿お井大炊助殿、鮭一尺宛
進せられ

梅ニ當時ノ御老申タレシ

一嗣君、鮭一尺進せられ

梅よ是歳山公乃之しけ二條ハ一伴よ与^テと
從^テりゆ化^レの日記より

一今日支倉君六右衛門常長等南垂國ヨリ

飯朝ス是太公慶長十八年、向井將監殿
忠勝ト御談合有テ渡海セシメラレ

梅よ是右衛門等とあはれは同伴の人々
の内今泉 松木 西田中 内藤 甚奈
ら人の人々の内も御給セシ多クし
甚^ニ事^ニ御^レ事^ヲあつし

南垂ノ都、到リ國王彼亞波ニ謁シテ
数年逗留ス

梅よ是時我邦の人南垂を捕^ル天文

○ 1515年頃の状況

以て南船を通しとてその教法次第推し
 引くしあくの船名を南船と云ふ船を
 しりしは北狄南蠻をとりてその名を
 ようやく呼ぶるも一五一列を的
 移すの地名をいへば何れの地とも
 知らず他はあつても南船と後船を
 別致してあつたもの名とお俗の通稱を
 用ひたり其の中其の次第詳まらざる南
 度の属臥亜阿媽港呂宋等なり彼

賊徒等らぬの地も船をよせしより南
 とも船をよせしりぬる賊徒等不領の
 地なりと云ふも其の地をいへば西
 少距しと云ふも教の里を政羅巴と云
 大洲に係る伊斯把作亞波爾杜瓦兒
 りつるありては他國の意思大里亞の邏馬
 をとりしありしりぬる其の地名改れり
 乃て其の海軍の意を人然と南船と稱せ
 しとてその名をいへば南船と通稱して

項白石ノ進呈
秘冊ヲ一覽スニ

當時奥南蠻
稱セル暹馬ノ事

ナリト又
ローマン教化之キ

ハアハトイフ又ハ
テキスツキスツム

イフオ、ラヒト人
ハラストイフ

然ニ波羅波
此ニ支倉君遣

瑪都ヲテ列リ
ト見ユルナリ

唐人南蠻を呼ぶるを以て之を但し高將夷

南蠻と稱せしむるを以て之を南蠻と稱す

りつるを以て南蠻の奥と稱するを以て之を

りつる南蠻の部と稱するを以て之を右イスパニア・ポル

トガルの都の事又ハローマの都の事又ハ

る波羅波といつる國王と記せるもの或は

味を以て之を南蠻と稱するを以て之を

今を以て之を南蠻と稱するを以て之を

と以て之を南蠻と稱するを以て之を

後の師古籍中を以て南蠻と稱するを以て之を

といひ波羅波洲の布國とて稱するを以て之を

と稱する又次の呂宋ヨリノ便船云く之を以て

ありしを以て之を南蠻と稱するを以て之を

給んとす今ハ呂宋阿媽港とて稱するを以て

今度呂宋ヨリノ便船ニ飯朝ス

梅ノ呂宋ヨリノ便船といふハ日印ヨリ

船名を以て海海と稱するを以て之を

船名を以て海海と稱するを以て之を

船名を以て海海と稱するを以て之を

二十一年寛永十一年より四十三年秘のる
天川呂宋あり、往事せしとてゆめなり
南蛮國王の画像并其身ノ畫像等持參
ス是南蛮人図画ノ授ル所ナリ南蛮國ノ
事物六右衛門物語ノ趣奇怪尤多シ
梅ノ國王画像といふもの、推考す、器具の
内天皇御影といふものを即チ聖母の
像なり、器具推考す、
同年

九月廿三日

一、土井大炊助殿、御書ヲ以テ當秋支倉君六
右衛門等南蛮ヨリ皈朝ニ就テ仰進セラル左
二載ス

急夜令密ハ、二十一年南蛮ハ、向井將監ノ
後舟をセ、中時ノ江戸ニ數年逗留、
侍ル、
公方様も、
屏風抄、
十一年、
七、八年、

急ぎ夜を破る

とて請ふ

とそとつゝの志右師記録と對合す南塘の
の所を尋とらふとあはれといふもなまや何れ
利須も分れい元和七年より十三年津せある
そりたりソテ口再ひ必物を推して治まら
しとらふ約定もそりしや

此天言、本西舟に洋ありし実御と月浦の
是船者人数名の定地の定跡の實心なれど
そり右師傳の志く推考の懸況なり

抄録脱漏補

慶長十八年

七月

仙臺に師より

元和二年

八月

公ヨリ横澤將監ヲシテ泉列堺津ヨリ南蛮
國、渡ラシム此事曾テ向井將監ト議セラル

・梅ノ去ル冬丑の歳濱をふし、五人合寺の左右
つゝなりしとやうも治あふあふるを向井

謀らぬしとし 却る位 此様は成る事を
女何の中 其の事候ハ何とぞもや
此のいけ津より 布衣の通船は 母も
有りて 高船より 船を渡せり 事多し

同四年

八月

楚天呂ヨリ書状進上ス

志如呂 御目見 蠟燭 蒲萄酒ヲ献ス

梅より 志如呂といふとありし 高人の司方
といふは 後之

行目之 敵と物も せし 事あり 志如呂より

書状進上すと 記せり 行目之の事あり又

公義の事ありし 事あり 志如呂より

人有り 此時 諸者の 志如呂 利須人 志如呂

の事あり 志如呂の事あり 志如呂の事あり

平次、津より 志如呂の事あり 志如呂の事あり

伊弉利須人 志如呂の事あり 志如呂の事あり

志如呂の事あり 志如呂の事あり 志如呂の事あり

志如呂の事あり 志如呂の事あり 志如呂の事あり

そつとせしむるにせむるにせむるに

志如呂ハそんあうら 痛みの司 今もくもくと

いふゆゑなるおれにせしむるにせむるに

とらふにせむるにせむるにせむるに

白石翁藩翰譜有馬家譜暗信條下註。

慶長十三年甲辰の高人阿媽港の地を渡

りしと彼地のそんあうら 高人の地 せむるに

そつとせしむるにせむるにせむるに

せむるにせむるにせむるにせむるに

そんあうら せむるにせむるに

暗信作とせむるにせむるに

せむるにせむるにせむるに

船司の事とせむるに イギリス せむるに

等の言辭と考案を以て何もの物とせむるに

せむるにせむるにせむるに

せむるに

抑々 當特

負山公の遠謀新大船と  遠航と

家臣某等とて御請教ありしに絶て
寧ろ其のあつたはし給ひ預めし事性を撰り
國家のため永く和教の好善を隆ま
給んとするに深大の計案必しありし
に御答へしとある御事なり

文化九年壬申冬

微臣 平 茂實 記

金城秘韞

下

歸朝常長道具考略

大槻文庫

元和六年庚申支倉六右衛門南邊將兼の
 諸道具吉利支丹所といふ所役所小納言と
 して文化九年壬申秋より越後一ツツとて
 法不其十月四日城門大橋取白衣籠の
 廻送して見ると城許を戻り経法准とたよ
 山内法隆院より徳永六年後より法隆院を
 乃以備よ中々勿心勿心の間して強視細見

とてしる。或るは、遺懐とありて、（此の）神（の）意（を）。考証を入死目録の順次より推し、其の
所記よりられ、必ずしう、神とてしる。是れ
とのを、且、法教の諸書より、とて、
固より、辨せざる所あり。

切支冊所


切支冊道真入記

一天帝御乳

三夜

なりし、は、画を、神絵、とられ、

二夜、三夜の

リアと云ひ、（此の）唐土（の）聖母と譯し、（此の）もの
は、夫人右より、其兒、（此の）勃大（の）利（の）斯（の）督（の）主（の）天
教（の）の、を、抱さ、た、の、み、る、殊、教、を、持、て、り
其、小、兒、も、殊、教、を、と、り、あ、たり、を、
從、け、方、の、子、あ、觀、を、し、つ、あ、の、は、
從、ふ、神、を、い、わ、る、山、宗、と、い、ふ、もの、や、
方、左、右、の、人物、二人、上、る、は、
烟、の、い、ふ、もの、を、
人物の画、宋、の、史、に、生、け、る、
聖母、
畫

多分の海苔のときと裂衣は細くともつた
下より生い即と金糸おきまの酒を研く
をささて細く振ふるなりなるものなり

一 又倉之右門画像 五枚

布代部天は方許沖陰なりと名馬の帯劔の
よりさるも其の人の顔もれも能く似せたりと
思ふごとし左側より十字架ありと名馬
前より立てぬし名馬の像のよきなり

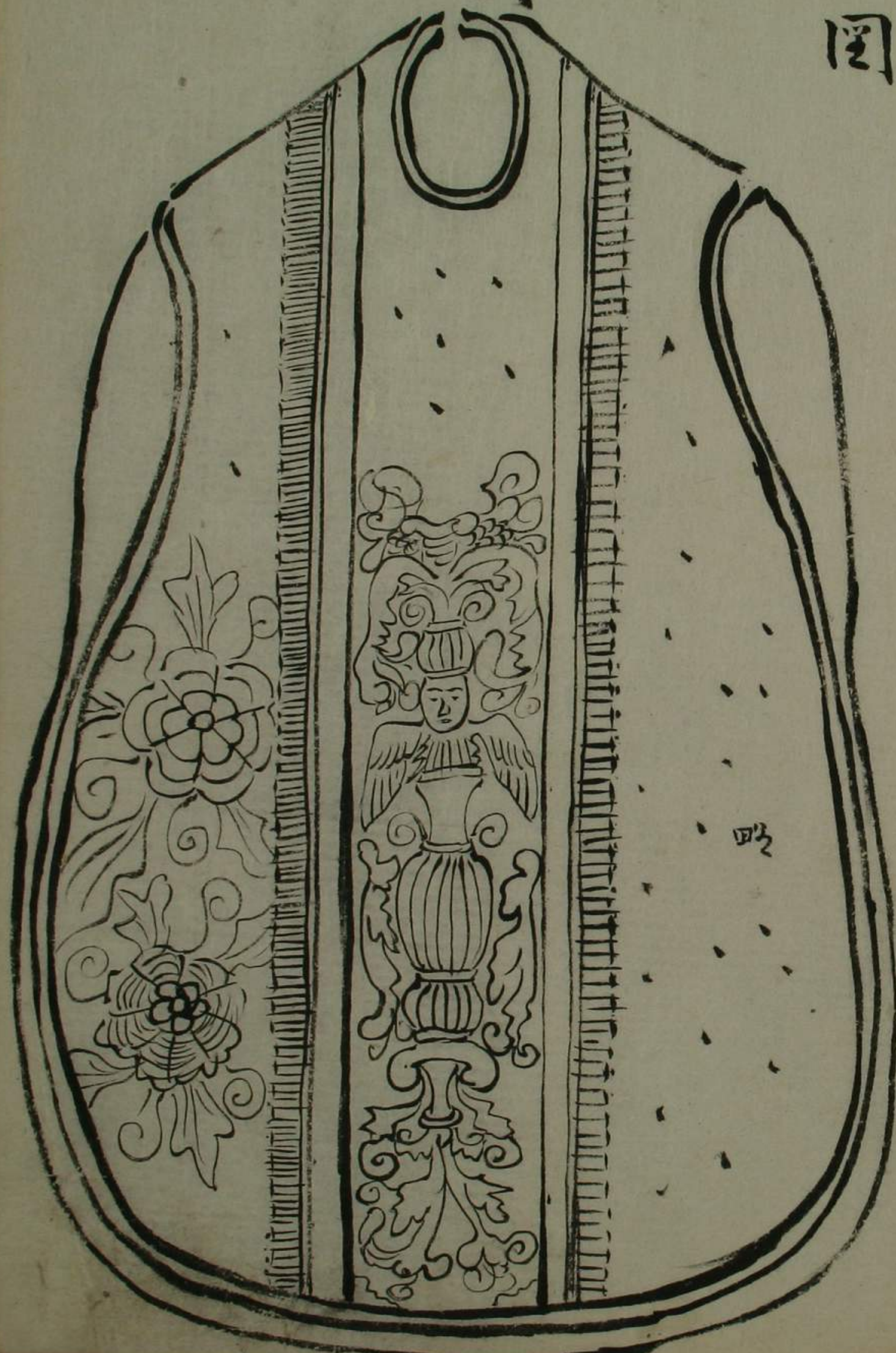
一 南雲の簾 一枚

簾と記せる、暖簾と云ふなりとて一枚
人形をその法天と名馬の画像なりと名馬
結して卓を敷き敷きなりと名馬のものなり
あるを一枚一枚のときと名馬のものなり
名馬のものなりと名馬のものを織りし
ありて作りたる物なりと名馬のものを織りし
いづれも名馬のものを織りしと名馬の一枚なり
名馬のものを織りしと名馬の一枚なり

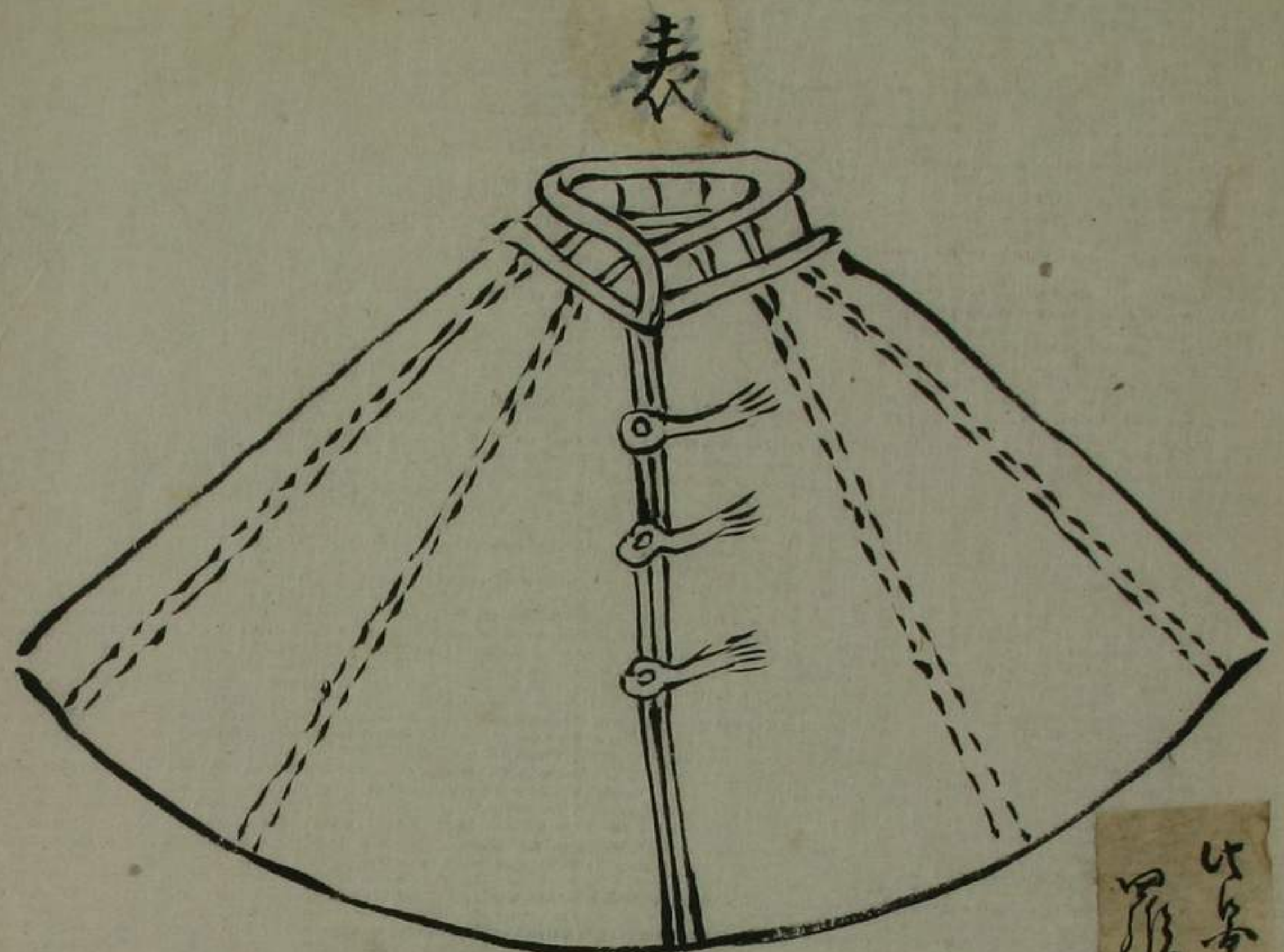
一 金糸縫天船絨お掛 五枚

荷面

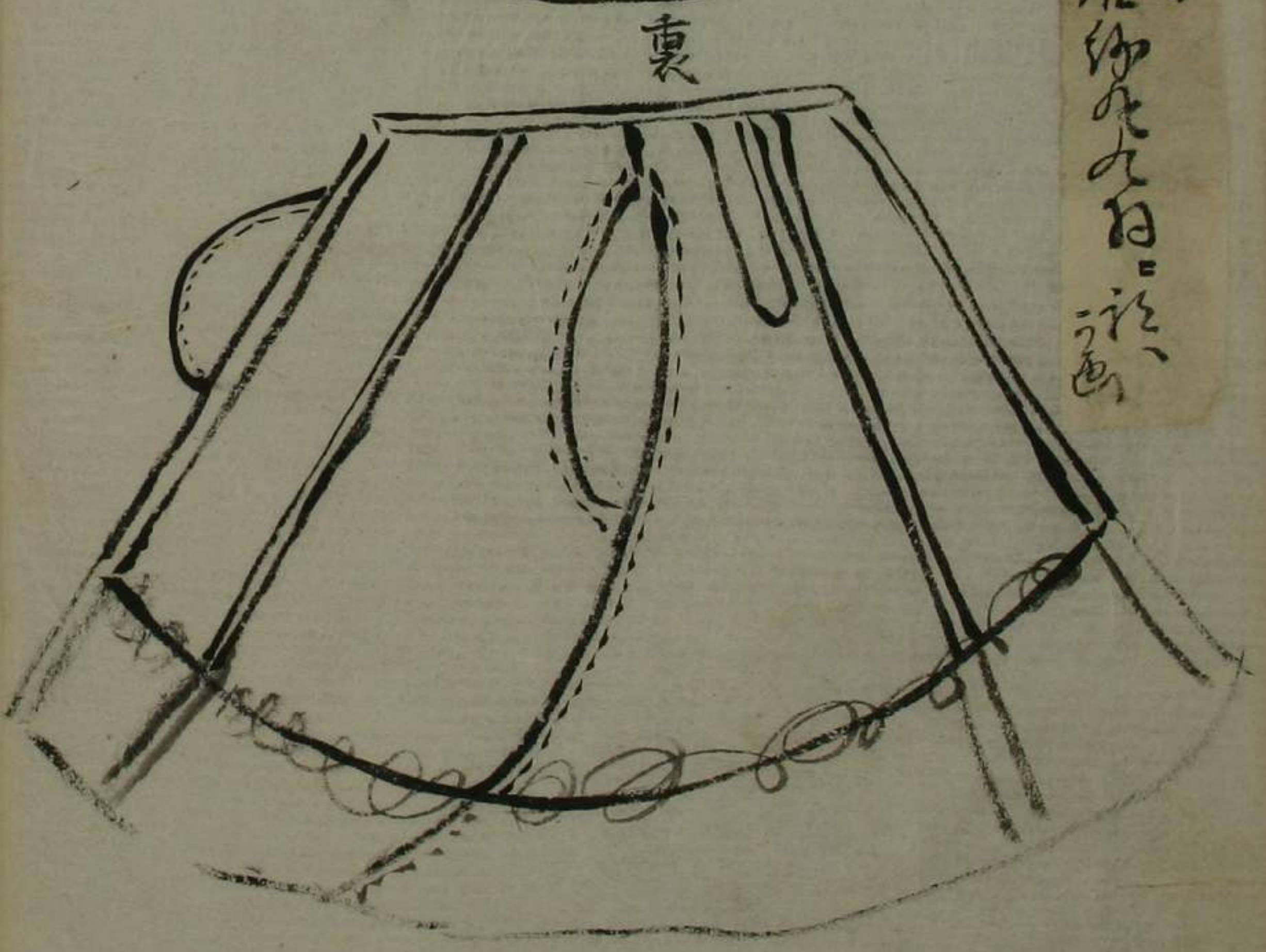
図



ちねいあや西洋人の服飾（きりぎ）、（うりぎ）、
 胴急（きりぎ）、カミソール、フハイカ、ガシザ杯
 呼了、とのよ似、う地、（きりぎ）、（うりぎ）、
 金糸を花形を繡（きりぎ）、（うりぎ）、
 のうとらふ人物を、（きりぎ）、（うりぎ）、
 錦繡（きりぎ）、（うりぎ）、
 金糸の色彩照り輝（きりぎ）、（うりぎ）、
 ずも地（きりぎ）、（うりぎ）、
 中貴介の扱（きりぎ）、（うりぎ）



此衣
羅紗丸合羽
の形



一 羅紗丸合羽

一回 前あて

そ

そ

再考
正徳年間白石別
遷馬人其法衣
向アニルリ者ト答フ
其法衣ハトカノ諸ハ
カツパトイフ今俗ニイフ
カツパトイフ物カノ
クヒカミノ所ニシテ異
ナリコレヲ身ニ披キテ
前襟ニテホクシトイフ
モノヲモテカツパトイフ
其カケ長クノ地ヲシテ
二四尺ニシテトイフ
即此也

色前灸其縁也甚弱兼し即有縁成
したる新解のもの之と雖も其縁を
のうまひを以て有る光沢あるを未とん
乃とカツパといふれ外套となし膝より
とのうまひを以て彼地方のれ膝を
彼縁を以てカツパといふし今邦俗雨衣
とカツパと稱するは其縁よりあるを以て

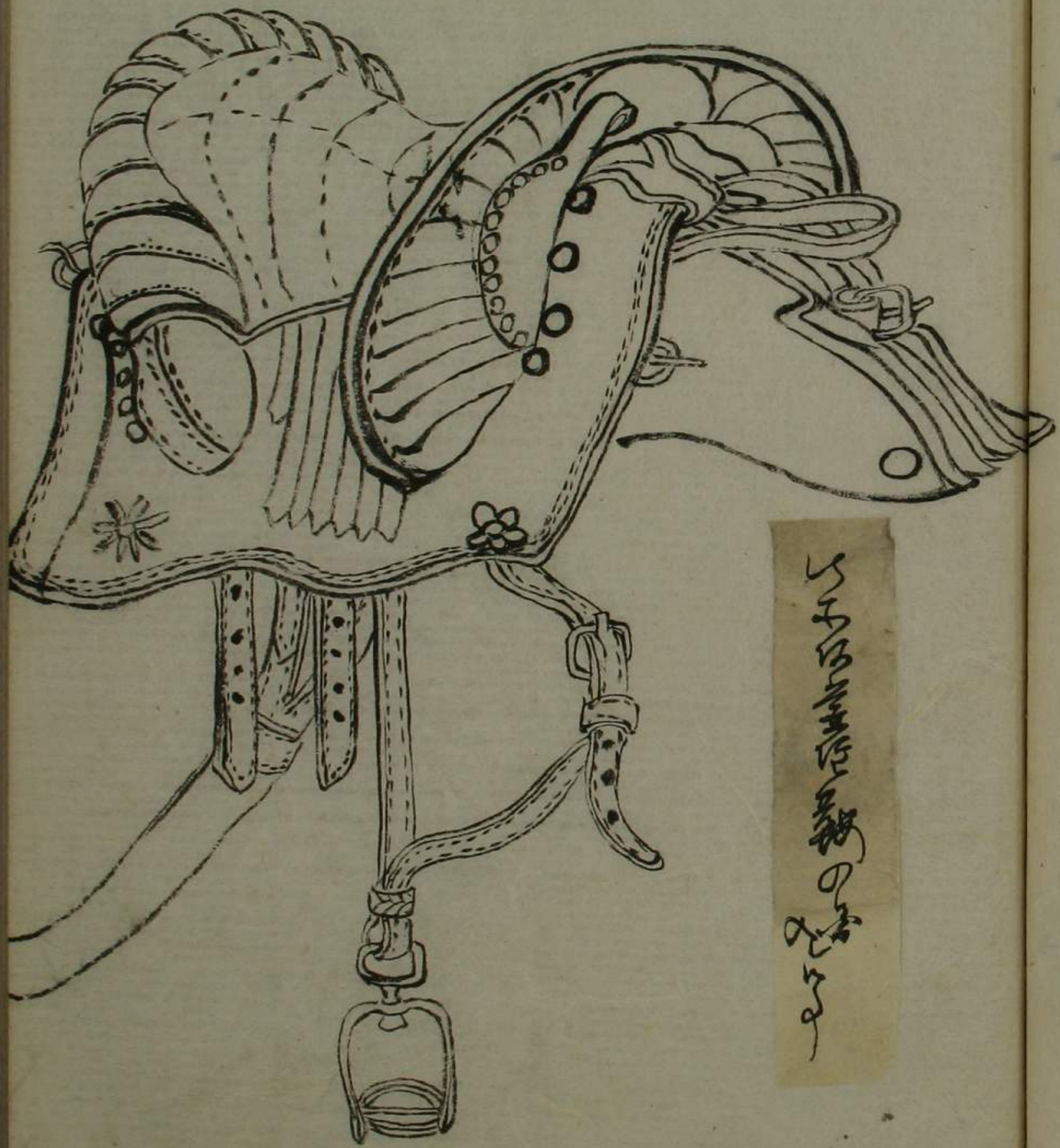
そのつとりの合仕りて、古今の差別あるや

一靴

二具

東製此方の糸と形とを多し一具の者
能く損失多し西洋靴の製法はこれ
似たり官庫所存所多き靴との靴
に多し似たりと見えたりなるに因て
也

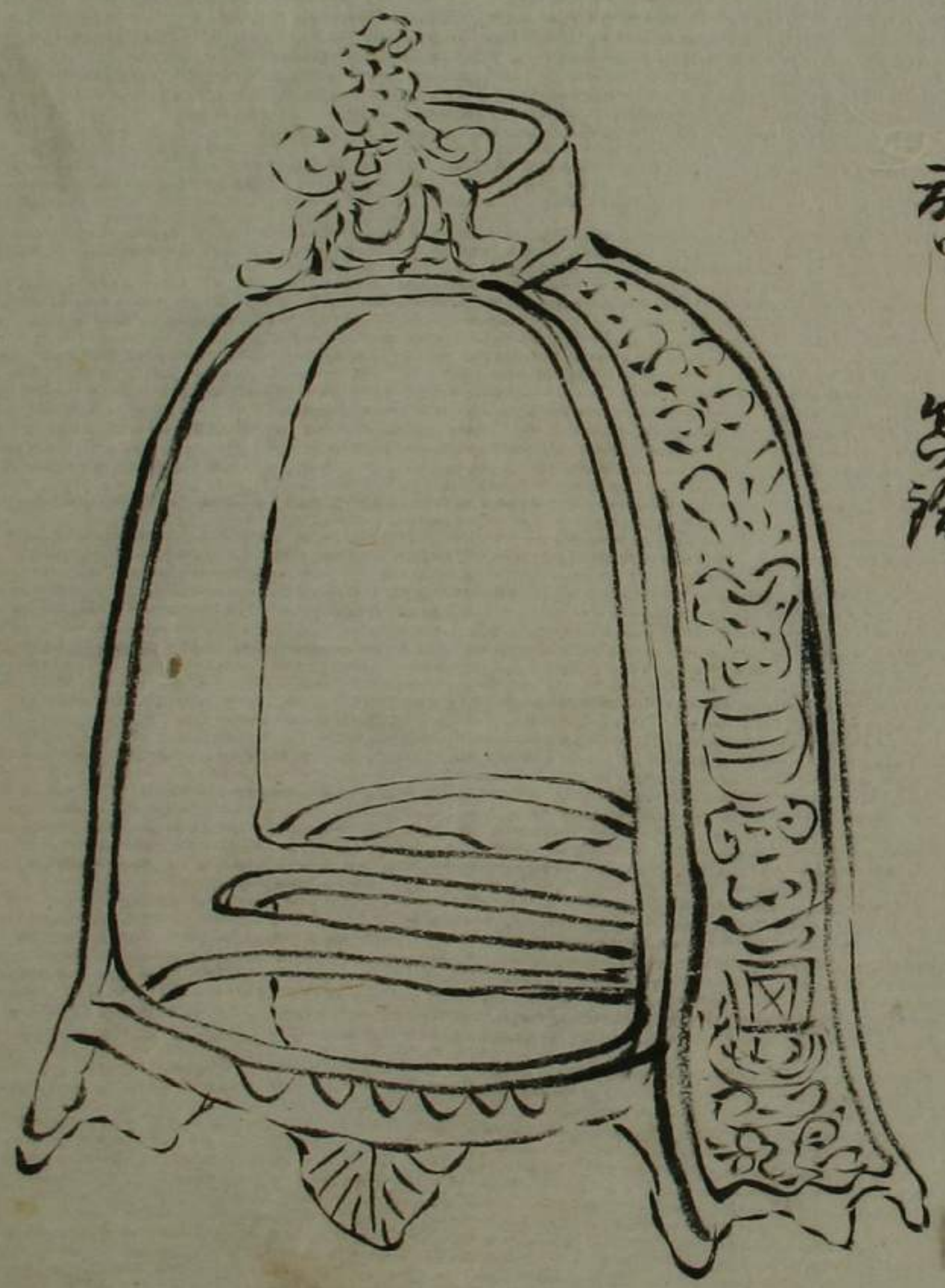
一靴
一靴
一靴



くさねの鞍の形

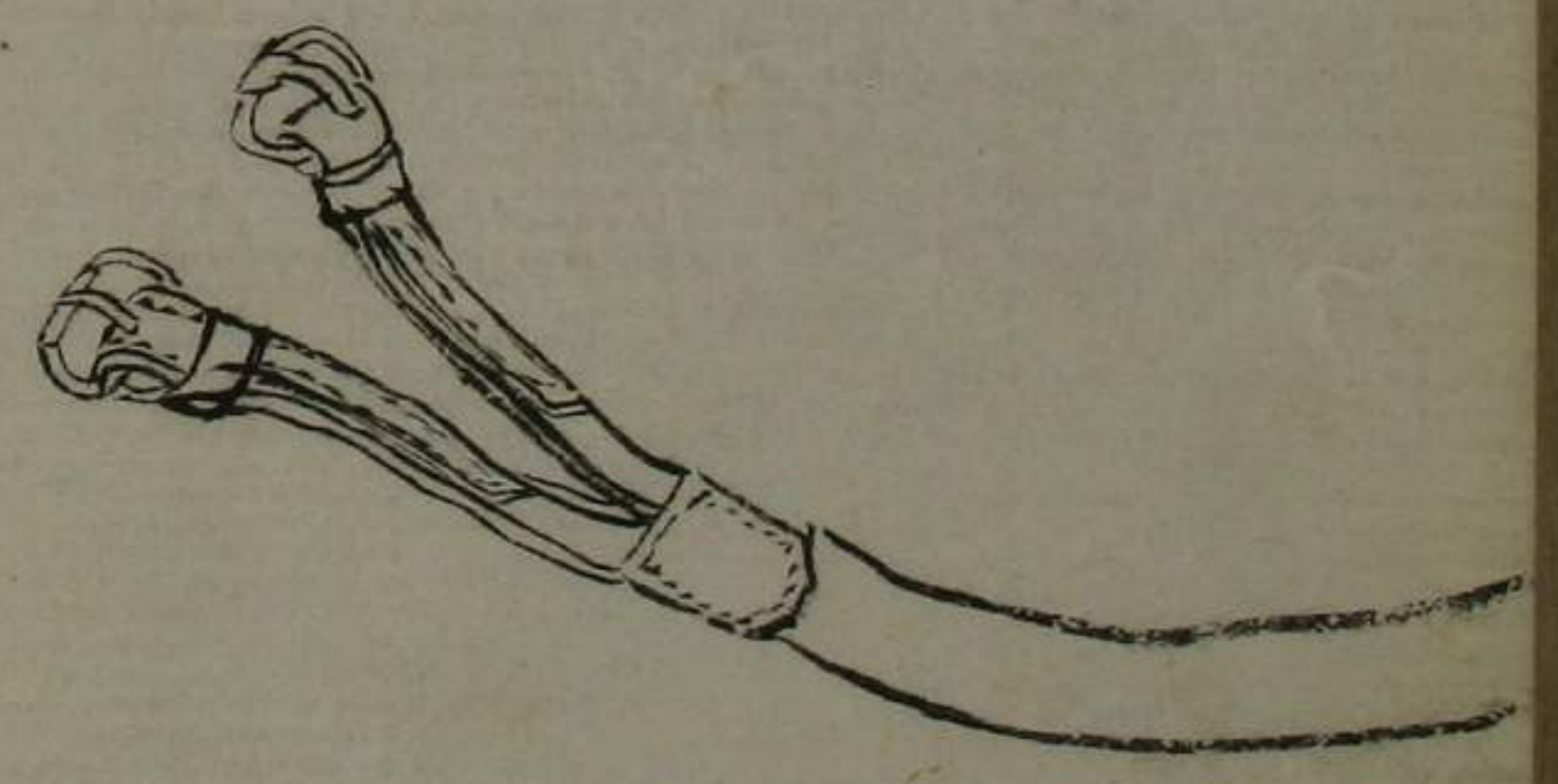
一 鐘

圖

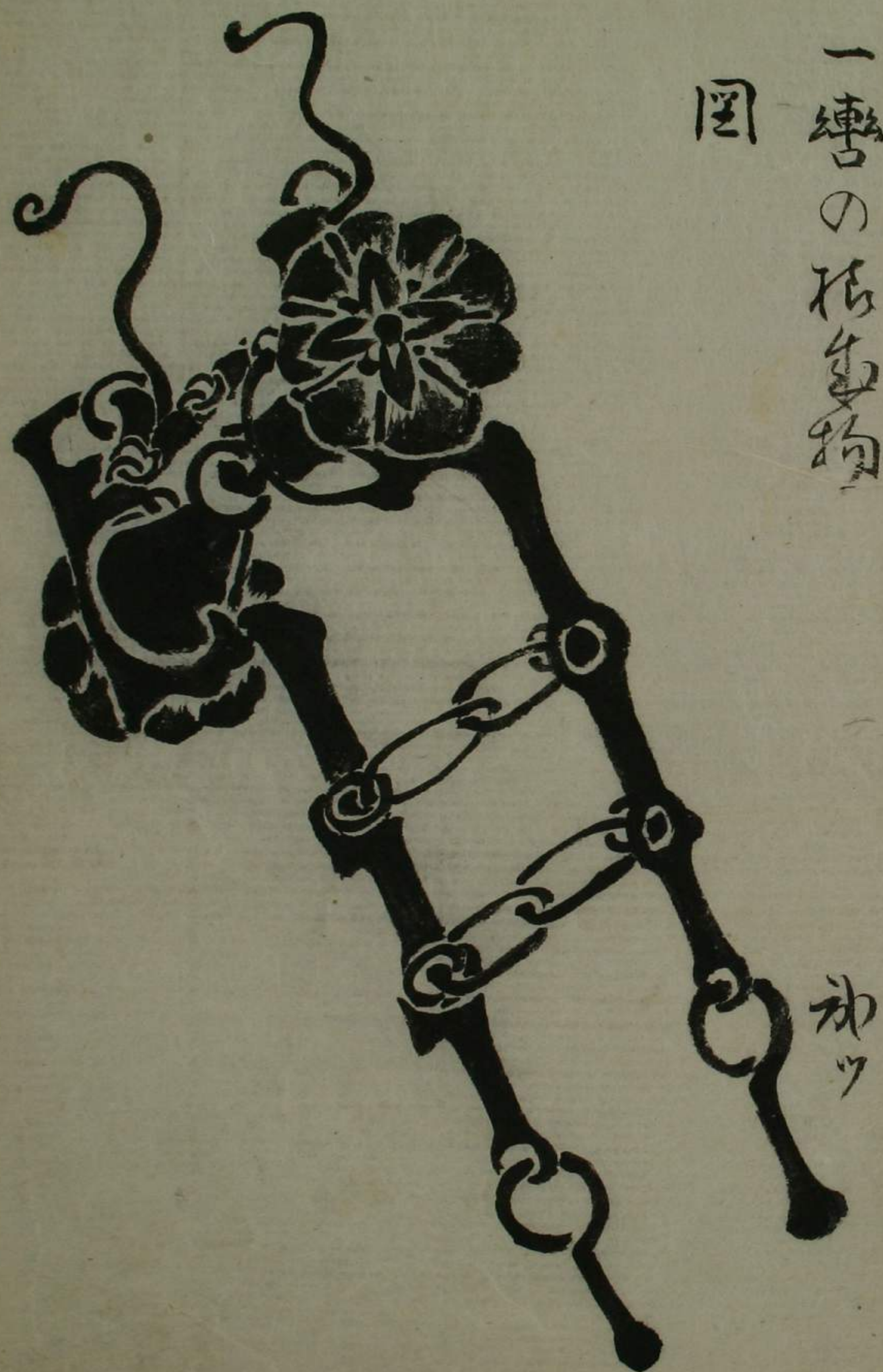


四
部
鐘
論

三



一
罽
の
柄
物
圖



初ッ

一 野虫

さき常用のあきとし

知ッ

一切の冊法は具入る

そッ

内

一 竹籠板を

そ板

これ ^{コリア} 聖母の像なり 例小人持を

圖



一 かけ物

はつ

あとの日記と名刺をとり其の中一ツは
コレアの像なり

一 書物

奈
拾九冊

日記紙、読書ものなり、ふれいし、
その中の書と云ふものあり、法教
のりや、若草の序あり、あげ、
そのり、ふれいし、
よし、
ホの、
もの、

一 磔杭

そら

本をとり、ふれいし、
その、
架と譯せ、

一 硝子綿敷布

そら

内

一 硝子綿中巻

そら

これ、

一 磔杭

同



此の類多きを記すは十字文
 是れ十字架の一種なりし

- 一 珠敷
- 一 名板令
- 一 通
- 一 珍拾

抱栢紋

モツ

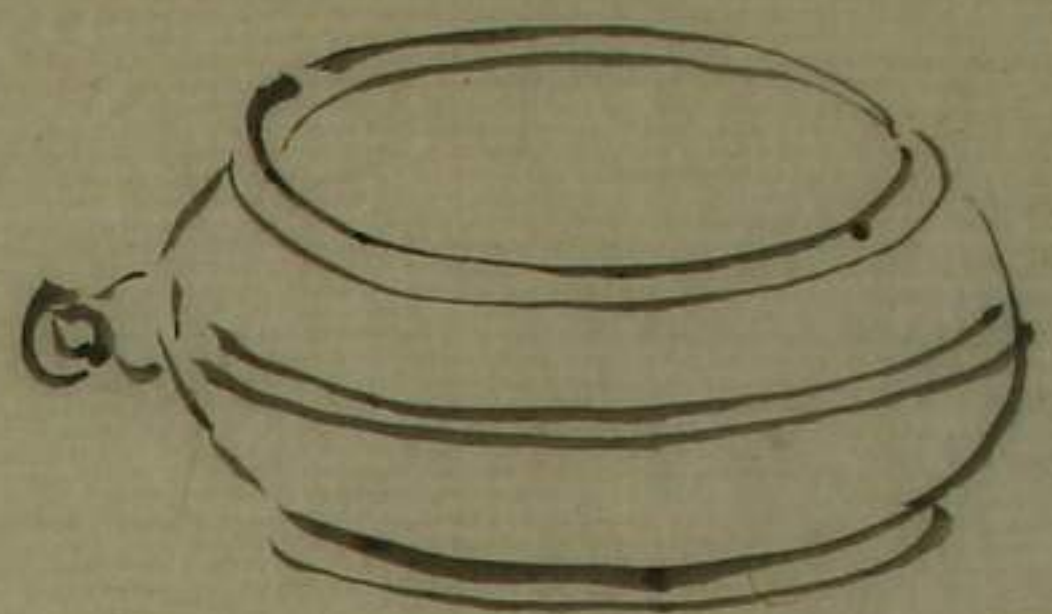
此の契利斯督の像を添ふもの
 抱栢紋の類は常長等の定
 紋をともあふし

一 印判

柳

此の常長等の印判を添ふもの
 略すものなり

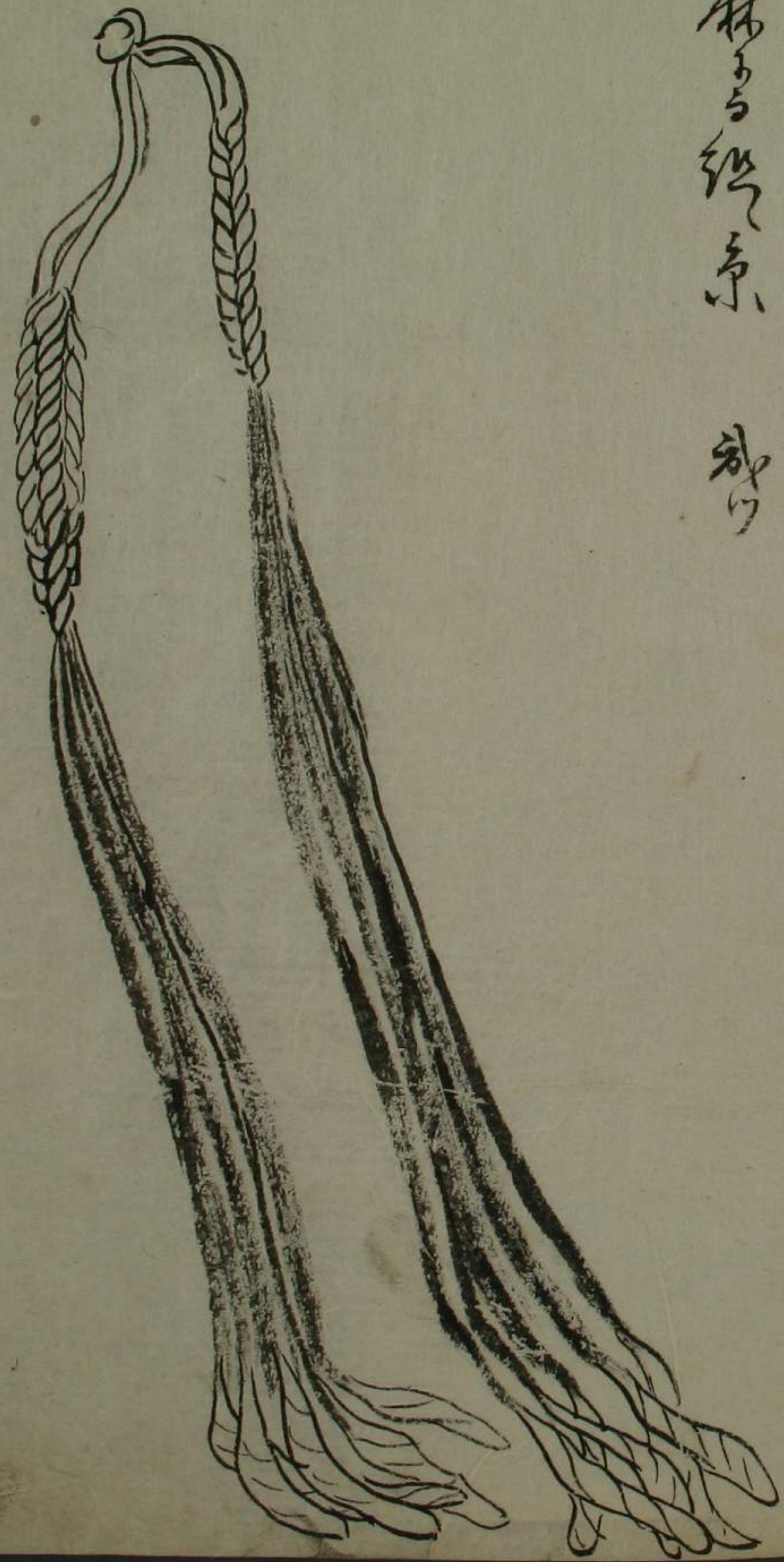




- 一 官燭入 そつ
- 一 福令 部ッ
- 一 海美賊布入板令 セッ
- 一 忌相と自後入合細工物 そッ
- 一 忌相自後の板成物 そッ
- 目後と記せし部品、硝子ビイドロ等々物と
細工器と云ふなり
- 一 虎皮 かし
- 一 夏祭刺子革仕付板令 そッ

此の画々し

- 一 めつこのうな物 そッ
 - 一 麻言紙糸 部ッ
- 未詳なす。同しりあぢやる年中一火燭お世之前
 事とし口一人持あさし。いふと彦久國の年、
 芝煙を修り被へんてテレヒリイナと名す
 このよひ紙糸ね似てし、故めを。同しりあぢやいふ
 横。うや、これハ悪念の起るを時ハ煙を
 以てなすお世打ちつらむ、物へを。いふに
 又つたう。いふひ。いふを。いふ

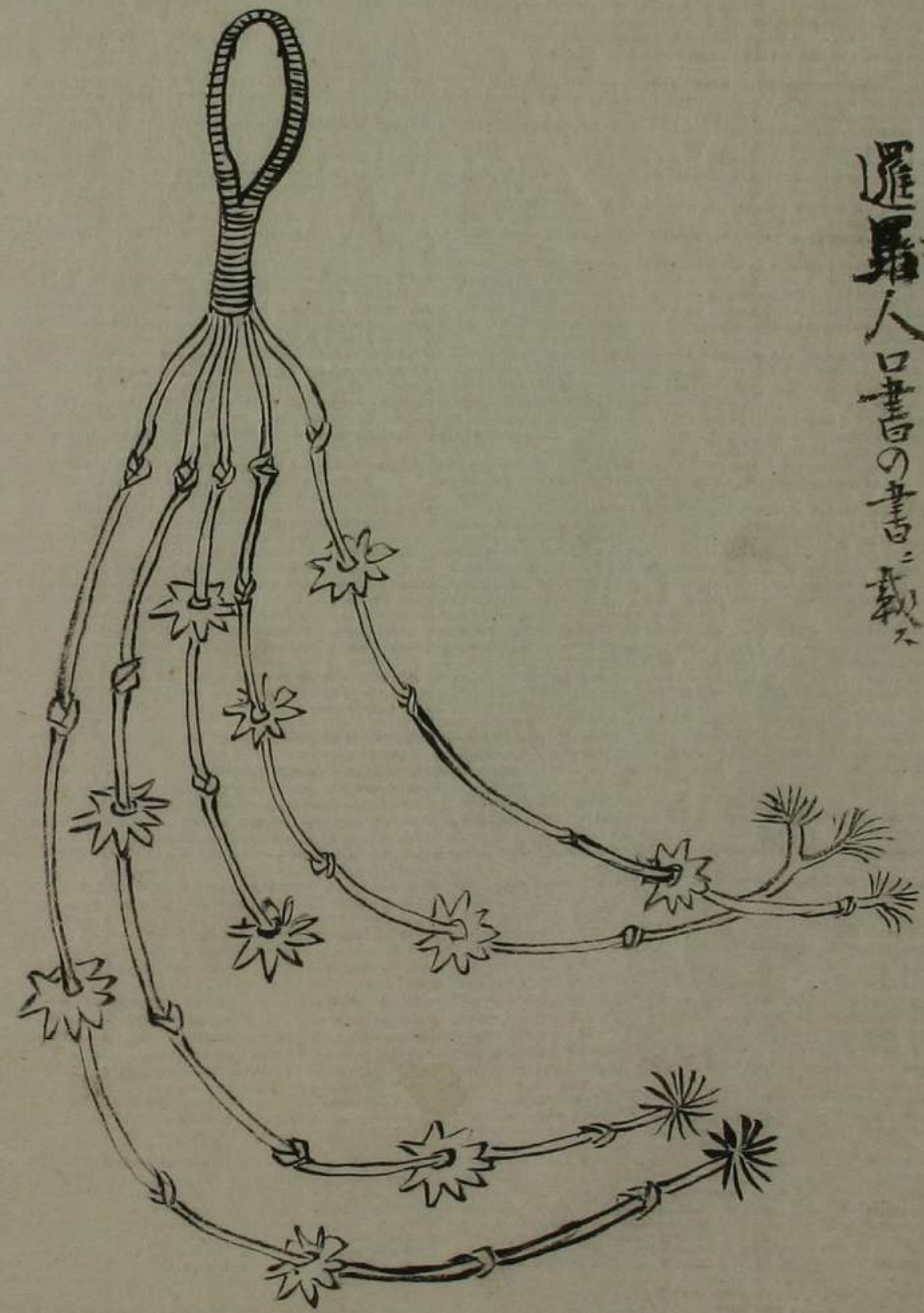


麻の糸

糸

テモヒリイナ

暹羅人口書の書に載る



一口方々

はつ

右よりと入もれ。高木綿紙布の室の
等々細工と名を。蘇物なり

一、美由人おあつたあふ

とあ

他身教入記を年

けをあつた。又念ふをう持はる。あつた。さ
ものなり。回し。心も持入。成りたる。あふ。入
記。よ。載せたり。と。人。あ。け。い。あ。の。の。あ。あ。あ。

右より通ひをいふ

文化九年

九月

切支丹系

右三拾有餘品の諸器物 茂質、北軍始を因
觸るもの多くと前も。つて。あ。あ。あ。あ。あ。
短日系僅々未申二將の向。あ。あ。あ。あ。あ。あ。
少く。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。
彼と世とは。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。あ。

異國人の書

とて其書を見しに元文二年戊午牡鹿郡
遠島の内、船を家せし異つ為人の漁人
ありし、○後賢数年所見ありて其船の即ち魯西亜の
りし書考と為し、己より北を撰事拾遺
とらふ書成述して其内を於て詳し
就記して奉りし年、○戊午の初めの船我
海に船成りしをし、○元文の初年の、○元文の神代
中より始末の書ありし所の也

おとし、○余其物とて
とれは拾遺の、○余其物とて
及び、○余其物とて
器を見し、○余其物とて
はふしと傳へたるの、○余其物とて
今、○余其物とて
後、○余其物とて
ありし、○余其物とて
書と傳へたる、○余其物とて

一 縫造の由

一本方の安く振し物

二ツ

これハコーヒーと呼ばる本のみならず漢土
並に和産物も有り 譯説別名
は實ハ凡て西洋人常用の物なり先之を
織造して扱き糸束を令し 徹し炒りか
許と有り 糸束に入れより 熱湯を流
せし物將蓋を令し 而右其上湯を吞む
なり 糸のくくり目と有り 此れ能胸膈を

同器より作りしなり

一 改中

長濱濱八命を南よりあり

もと今く 魯西無人常用の改中なり

一 此れハ今煮り又ハ根附時計を細く物を

是れハ今煮り又ハ根附時計を細く物を
是れハ今煮り又ハ根附時計を細く物を

一 粉々糸の振し物

これハ鼻烟ヤギなり 彼地方の風俗を

強き煙草は葉葉をふし印固入めと
器ウツワふ入れを時くよよ揃揃と白鼻白鼻もあて
嗅ニホとよむをうめくよよ揃揃と涙なみだと涙なみだと
後のち下したとれぬ煙草の邪氣を距はら拂はらふ
の功あり彼かハタバケリハタバケリとらうしお葉
まてハ「ススイフタバコ」と呼よぶものなり

一 眼

一 鑄物形少くして自初はじめのやしゆに移うつり文字
あり而しから粵西無文字文字なりとて名なを使

用もちとはあかす

一 十の字あり紙札

これハカクタマ変器カクタマの片一枚とてもほち一枚と
とのことなり

右六條

文化九年壬申十月

小臣 茂實 鑑定

以之車所人...
 系...
 七...
 乃...
 以...
 物...

書名別名集録

天正四年春信長

江列藩主郡安土山

筑前城 高樓ヲ七重ニ充

コレ城ニ天主ヲアケル始ナリ

天守等ヲ信仰シテ橋上ニ

安土

安土

大正毘皇

京都南重

實正平六年宣 蒙古皇

新羅ヲ案内トシ日本ヲ行從ニ

南無寺

陝門 冠子安 白留片

官羅天 饋那拘刺籠

刺籠 全珠 向槃 眞保

永銘十二年 年方南無寺

破却 本雪ヲ板修

寫之改字ヲ修

此是ニテアマコレヲ

終極ト名ク 前田民部卿云

次ヤコレニテコレヲ行フ

同日

書名別名禁録

天正四年春信長

江列藩主郡安土山

筑紫城 高橋ヲ七重ニ亮

コレ城ニ天主ヲアケル始アリ

天守等ヲ信仰シテ梅上

安土

大正四年 京都南重

寛文二年六月 蒙古皇

新羅ヲ案内トシ日本ヲ打從ニ

ト兵船ニテ入来船ヲ押シ来ル

其後モキチイカ九歳迄モ

石甲不殊出ルナラント世々

トリサヌスユニ百海國ヨリ本

往進ニモ蒙古古國東ノ員ヲ

尺ノヨセ東ルトイヘテ和國

人民下ノキニテモリト云ク

カイニテモタリコケリト云ク

南重寺

陝門 冠子安 宇留山

富羅天 饋那拘刺龍

刺竹 金珠 向般 貞徳

永録 十二年 壬午 南重寺

破却 本尊ヲ板修

寫之改字 後修

此是ニテアマコレシ

終極ト名ク 前田民部卿云

次ヤ立ニテコレヲ行フ

慶長十一年四月一日

セヨリ 商船長崎ニ至ル

二人あり申ル 伴天連向

ア人ノ之希リト云ク

ヨウスナリト云ク

破羅寺相テ

ハライアウノテヲ唱セシス

カリト云ク

以之年為人

多事門分

七少年高

乃人

以之始

物之

高台の山を望む
江の流るるを
孝子に河は深き
帆は舟を大に
高き山を望む
江の流るるを
孝子に河は深き
帆は舟を大に

高台の山を望む
江の流るるを
孝子に河は深き
帆は舟を大に
高き山を望む
江の流るるを
孝子に河は深き
帆は舟を大に

終身厚友也予三
居人少事也人為
知彼能安年欲
其所以事也予
以公事此其為
竹也予也予也

竹先之竹也予
以有年竹也予
以有年竹也予
以有年竹也予
以有年竹也予
以有年竹也予

〇又本書ニ追貼セル記事
 二通アリ其一ハ垂宗製茶録ヲ引キテ慶長十年四月ヨリ國
 ヲリ高船長崎へ着岸三十人乗リ奉ル伴天連ノ内一人志忠節
 ヲ申上レコレヤニヨラスナリ云云其一ハ阿蘭陀人志當國通商
 蒙事免候義者慶長五年高買御願申上候ため也
 〇よふせん乗組大船一艘志當國へ初て慶長泉州堺浦へ
 着岸仕候處御札之上江村表へ廻着是等之上旨蒙
 御

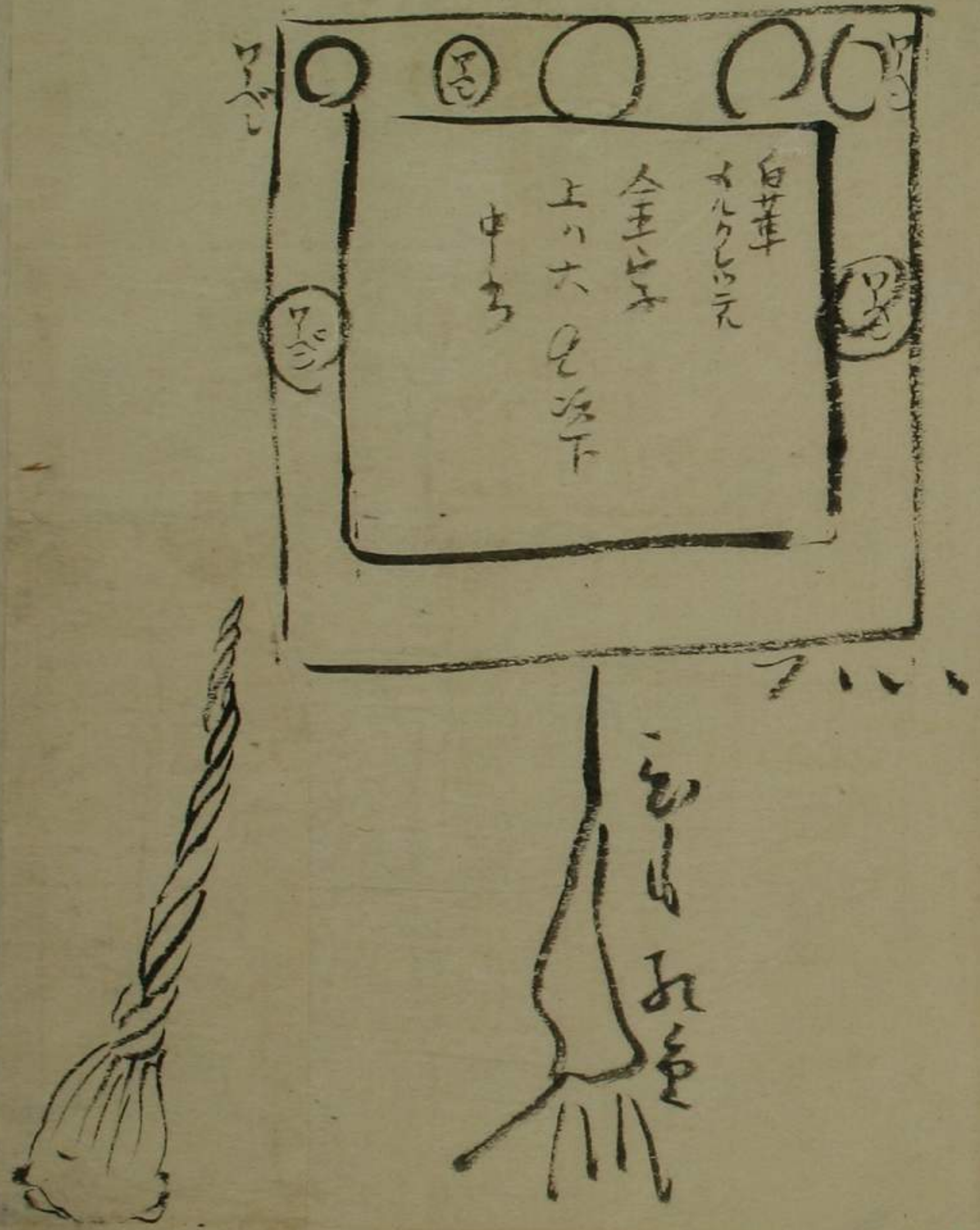
〇又本書ニ追貼セル記事
 二通アリ其一ハ垂宗製茶録ヲ引キテ慶長十年四月ヨリ國
 ヲリ高船長崎へ着岸三十人乗リ奉ル伴天連ノ内一人志忠節
 ヲ申上レコレヤニヨラスナリ云云其一ハ阿蘭陀人志當國通商
 蒙事免候義者慶長五年高買御願申上候ため也
 〇よふせん乗組大船一艘志當國へ初て慶長泉州堺浦へ
 着岸仕候處御札之上江村表へ廻着是等之上旨蒙
 御

沙汰堺浦出帆仕候處相州浦賀邊子而及破船乗組人
 數陸ノ江村表へ被召石印註議之上御當國通商
 蒙事免度為訴訟来朝仕候段曉ニ被為問召
 届其儘江戸表へ被差置且何れリ市扶持方等拜領
 仕數可滞仕候處慶長十三年申也よふせん為迎船
 或艘肥前平戸へ着岸仕其船乗組之者共儀江村
 表へ被召召亦御札之上通商願之通事免被仰付
 翌之慶長十四酉年市朱印頂戴仕以前より滞留之者共
 一同帰帆被仰渡也よふせん義者市扶持特殊市屋
 敷拜領仕由城へ被召召異國之義等被為遊市守
 滞仕被仰付置候所終ニ者長崎へ来船を相復軒稿箋
 道帰帆仕其後元和三年再び市朱印頂戴仕候以來
 引渡来朝仕候

此
 乃
 舟
 中
 之
 儀
 也

屆其儘江戸表へ被差置且河内市扶持方等拜領
 仕數年滞任候處慶長十三年申也よふすせ人為迎船
 貳艘肥前平戸等首年仕其船乗組之者共儀此江府
 表へ被召召亦市紀之上通高頼之通市免被仰付
 翌慶長十四酉年市半印頂戴仕以前より滞留之者共
 一同帰帆被仰渡也んよふすせ人義者市扶持殊市屋
 敷拜領仕市城へ被召召異國之義等被為遊市身
 滞任被仰付置候所終之者長崎乘船を相復軒稿箋
 遠帰帆仕其後元和三年再び市半印頂戴仕候以來
 引續來朝仕候

子S-PCR



七

quod in urbe romana ante quattuorcentiam illis Regim.
^{antead roma}
temporibus civitatem est, sequentibus deinde annis res,
publ considerit, ne nostra quidem etas omisit, hesteros nempe
vros, virute, sed nobilitate insignes ad laudat aliam
vram ex orbe universo confluentes S. P. Q. R. non
salum benigniter, verum etiam munificenter am-
plexus, illos ma gnitudine romani nomines desuper
natisdam, propria quoque nobilitatem coronando,
Civitate romana donavit: et viri virute, nobili-
tateque prestantes inter romanos cives

adsciti magno recepto nostrorumque aliquo orna-
mento fessent, vel esse aliquando possent. nos igitur
antiquissimi moris, nostrorumque maiorem exempli
cultu et pietate permoti non, omittendum putavimus
inter ceteros, patriciosque romanos adscire
illud. ^{mum} et excell ^{mum} philippum francisc ^{cum}
Gaxecura Rocuyemon et cetera vitata de
vrio Landas regno Noxi in jappone

ortum: Cum ipse est tam longinquis et
remotissimis regionibus ad Sanctam
Urbem - - - - -

+

皇朝傳
尚書
八年
仙臺
主上
仙臺
文化
九年

我舊仙臺藩ノ評定所ニ切支丹道具ハ稱せし者

アリ是我舊藩祖伊達政宗公慶長十八年ニ家臣

倉六右衛門常長等ヲ西班牙及羅馬へ遣はし

八年ヲ學ヲ帰朝せし時持帰るる器具ナリ去年

仙臺ニ在リ傳覽會ヲ設ケ此物品ヲ陳列ス會

主上ノ巡幸ニ際シ隨ヒテ以奉大ニ世ニ鳴ル

言傳君文化九年仙臺ニ在リシ時君命ヲ歸テ

此器具ヲ檢シ其事ヲ記シテ其考証ヲ附せんモノ即

以金城秘鑑ナリ祖翁の遺業ノ草履ナリト云々

シテ一巻トシテ永ク傳家リ得トス

大政官別ニ伊達政宗邸南庭使老ノ偏ヤリ依ニ考証

者ハモ見せしニ再画ありナリト云フ

明治十年五月 孫文彦記

大槻文彦藏

後關ヶ谷富藏
之由ニ新ニ寫シ
ノ其ノ外務者ハ
獻シテナリト云フ

[Faint, illegible handwriting]

[Small handwritten mark]

[Small handwritten mark]

[Small handwritten marks]

[Faint, illegible handwriting]

[Small handwritten mark]

[Small handwritten mark]

[Small handwritten mark]

